

独立行政法人日本学生支援機構

平成16年規程第3号

最近改正 令和7年規程第23号

役員退職手当規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

役員退職手当規程

(総則)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構の理事長、理事及び監事（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）が退職（死亡した場合及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合には、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給の月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額を基準とし、これに文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条第1項及び第5条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間1月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給の月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端日数」という。）が生じたときは1月とする。

(在職期間の計算等の特例)

第4条 役員のうち、任免権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書の規定による俸給の月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がその都度定める額とする。

3 国家公務員が、任免権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員

となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、第1条の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給の月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給の月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長がその都度定める。

（再任等の取扱い）

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

3 前条第1項及び前項の規定により引き続き在職したものとみなされた者に支給する退職手当の額は、同一の役職の役員として引き続き在職した期間ごとに計算した額の合計額とする。この場合における退職手当の計算の基礎となる俸給の月額は、その者が全ての役職の役員を退職した日における各役職ごとの俸給の月額とする。

4 前項の規定を適用する場合において、退職手当の額を計算する基礎となるそれぞれの役職の役員の在職期間の合計月数が最初に役員に任命された日から全ての役職の役員を退職した日までを暦にしたがって計算した在職期間の月数を超えるときは、当該超過月数をそれぞれの役職の役員の在職期間の月数を計算する場合に生じた端日数の最も少ない在職期間から始め1月ずつ順次端日数の少ない在職期間から減ずるものとする。この場合において、端日数の等しい在職期間があるときは、後の役職の役員の在職期間から減ずるものとする。

（退職手当の支給）

第6条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を業績勘案率が決定した日以降遅延なく直接本人（本人が死亡したときは、その遺族）に支給する。ただし、役員が、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0とし算出する退職手当の額以内の額（以下この条において「暫定退職手当額」という。）を、役員の退職の日以降に支給することができる。

3 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この項において「決定支給額」という。）の内払とみなし、業績勘案率が決定した日以降遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

（退職手当の支払の差止め）

第7条 退職手当の支払の差止めの取扱いについては、国家公務員退職手当法第13条の規定を準用する。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第7条の2 退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限の取扱いについては、国家公務員退職手当法第14条の規定を準用する。

（退職手当の返納）

第7条の3 退職手当の返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法第15条の規定を準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第7条の4 遺族の退職手当の返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法第16条の規定を準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第7条の5 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付の取扱いについては、国家公務員退職手当法第17条の規定を準用する。

（退職手当の支給制限等処分に係る委員会の取扱い）

第7条の6 第7条の2から前条までに規定する処分を行うときは、別に定める委員会の議を経なければならない。なおその取扱いについては、国家公務員退職手当法第19条の規定を準用する。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 第6条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しないもの
- 2 退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、各号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第9条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者

- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができない先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(端数処理)

第10条 この規程によって算出された退職手当の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第11条 役員退職手当の支給手続その他この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(在職期間通算の特例)

- 2 機構成立の日の前日に、日本育英会、財団法人国際学友会、財団法人内外学生センター、財団法人関西国際学友会又は財団法人日本国際教育協会（以下「旧法人」という。）の役員であって、機構成立の日に引き続き機構の役員に任命された者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、旧法人の役員としての在職期間を機構の役員としての引き続いた在職期間とみなして取り扱うものとする。

(退職手当の額の特例)

- 3 前項に該当する役員の旧法人の役員としての在職期間にかかる退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、旧法人の規程により算出した額とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第52号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年11月29日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(在職期間通算の特例)

- 2 機構成立の日の前日に、日本育英会の役員であって、機構成立の日に引き続き機構の役員に任命された者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、日本育英会の役員としての在職期間を機構の役員としての引き続いた在職期間とみなして取り扱うものとする。

(退職手当の額の特例)

- 3 前項に該当する役員の日本育英会の役員としての在職期間のうち、平成15年12月31日以前の在職期間にかかる退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、日本育英会退職手当規程（昭和41年3月31日達第490号）により算出した額とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第1号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第19号）

この規程は、平成20年10月24日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第28号）

この規程は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第1号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年2月1日から施行し、改正後の役員退職手当規程の規定は、平成25年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の役員退職手当規程第2条の規定の適用については、同条中「100分の10.875」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の11.5」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第20号）
この規程は、平成26年5月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第4号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第35号）
この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第23号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年7月8日より施行し、令和7年6月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの規程の施行前にした行為について禁錮以上の刑(死刑を除く。)に処された者は、この規程による改正後の第7条の2の規定の適用については、拘禁刑に処された者とみなす。